

不祥事の経緯

平成30年5月14日

- ・ 自治労県本部から、市立保育園勤務の県本部社会福祉評議会保育部会幹事を務める保育士（以下「幹事保育士」という。）に対して、新潟県知事選挙立候補予定者の池田千賀子氏を応援する「檄」の作成依頼がある。

幹事保育士

平成30年5月15日

- ・ 依頼を受けた幹事保育士が、勤務する保育園の園長に、作成の許可を得る。

→ 妻か？
権限あり？

平成30年5月16日

- ・ 幹事保育士を含む4名の保育士が、休憩時間中に檄の作成作業を実施
- ・ 幹事保育士を含む2名の保育士は、勤務時間中にも作成作業を行う。

園児
7人

平成30年5月17日

- ・ 保育時間中に、幹事保育士は、独断で、8人の園児に檄の一部を作成協力させる（立候補予定者を取り巻く人間の顔の描画及びチューリップの花に見立てた手形の押印）。
- ・ 休憩時間中に、幹事保育士のみが仕上げ作業を実施し、完成させる。

←

平成30年5月20日

- ・ 幹事保育士は、完成した檄を、自治労新潟県本部に直接届けた。

→ 理事長へ
伝達

平成30年6月6日

- ・ 午前10時頃、市民からの本件事実確認の問い合わせが、子ども未来部長にある。
- ・ 直ちに、子ども未来部長及び保育課長が調査を開始
- ・ 夕方までに、事実が判明

平成30年6月7日

- ・ 午前8時30分過ぎ、市長に事実がもたらされる。
- ・ 午前10時から、議会本会議開催

- ・ 午後から、子ども未来部長により、園児保護者への電話でのお詫びを実施
- ・ 午後3時35分、市長が、市議会議長及び副議長に対して、判明した事実の概要を説明
- ・ 午後4時30分から、臨時市長記者会見実施

平成30年6月8日

- ・ 子ども未来部長及び同部保育課長代理が、7人の保護者の方々へ、お詫び状を持参し直接お会いしてお詫びを実施

平成30年6月15日

- ・ 特定できなかったお一人の園児が判明し、その保護者の方へ、子ども未来部長が、直接お会いしてお詫びを実施

7/2から
公開
お詫び
1名
A名

一般職の処分量定とその理由

- ・ 子ども未来部部長（男性50歳代）；「戒告」（管理監督責任）
- ・ 子ども未来部保育課長（男性50歳代）；「戒告」（管理監督責任）
- ・ 子ども未来部保育課園長（女性50歳代）；「減給 1/10、1月」（地方公務員法第33条に抵触。監督責任）
- ・ 子ども未来部保育課保育士（女性20歳代）；「減給 1/10、1月」（地方公務員法第33条及び同法第35条に抵触）
- ・ 子ども未来部保育課保育士（男性30歳代）、「減給 1/10、15日」（地方公務員法第33条及び同法第35条に抵触）
- ・ 子ども未来部保育課主任（保育士）（女性40歳代）；「戒告」（地方公務員法第33条に抵触）
- ・ 子ども未来部保育課保育士（女性20歳代）；「戒告」（地方公務員法第33条に抵触）

特別職の給料減額（案）について

- ・ 市長の給料の減額；1/10 1月
- ・ 副市長の給料の減額；1/10 1月